

旧	新
<p>第3条 (AR マーカーの画像認識精度)</p> <p>1. お申込者は、特徴点が明確であり、且つ、既に本ソフトウェアに登録された他の AR マーカーと類似しない AR マーカーを使用するものとします。</p> <p>2. <u>本ソフトウェアは、お申込者の登録した AR マーカーの特徴点を完全に認識して完全に正確な結果を表示することまでを保証するものではありません。お申込者は、特徴点が明確でない、サイズが小さい、又は他の AR マーカーと特徴点が類似している AR マーカーについて、認識されない可能性のあること、もしくは、他の AR マーカーとして誤認識される可能性があることについて、予め了承するものとします。</u>ラボは、お申込者の登録した AR マーカーが本ソフトウェアで、より正確に認識されるよう商業的に合理的な範囲で精度の向上に努めるものとします。</p>	<p>第3条 (AR マーカーの画像認識精度)</p> <p>1. お申込者は、特徴点が明確であり、且つ、既に本ソフトウェアに登録された他の AR マーカーと類似しない AR マーカーを使用するものとします。</p> <p>2. ラボは、お申込者の登録した AR マーカーが本ソフトウェアで、より正確に認識されるよう商業的に合理的な範囲で精度の向上に努めるものとします。</p> <p>3. <u>ラボは、本ソフトウェアが、お申込者の登録した AR マーカーの特徴点を完全に認識して完全に正確な結果を表示することまでを保証するものではありません。</u></p>
<p>第4条 (認識精度に係る免責)</p> <p>1. 本ソフトウェアにより <u>AR マーカーが認識されず AR コンテンツが表示されない、又は特徴点が類似する他の AR マーカーとして認識される等により、お申込者に損害が発生した場合においても、ラボは、お申込者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。</u></p>	<p>第4条 (認識精度に係る免責)</p> <p>1. <u>以下の各号に例示される事由等が原因で、本ソフトウェアが AR マーカーを認識せずに AR コンテンツが表示されない、読み込んだ AR マーカーを特徴点の類似する他の AR マーカーとして認識する又は本ソフトウェアの動作が遅くなる等の事象が生じて、お申込者に損害が発生した場合においても、ラボは、お申込者に対して一切の損害賠償責任を負わないものとします。</u></p> <p>(1) <u>特徴点が明確でない、サイズが小さい又は他の AR マーカーと特徴点が類似している AR マーカーを使用したとき。</u></p>

<p>2. 前項の場合、お申込者は月額費用等の免除を受けることはできません。</p>	<p><u>(2) 破損している AR マーカーを使用したとき。</u> <u>(3) 光を反射しやすい素材に印刷された AR マーカーを使用したとき。</u> <u>(4) インターネットの通信環境又は電波状況が良好でないとき。</u> <u>(5) ラボの指定外のモバイルデバイスを使用したとき。</u> <u>(6) 暗い場所又は極端に明るい場所で AR マーカーの読み込みを行ったとき。</u></p> <p>2. 前項の場合、お申込者は<u>ライセンス料及び月額費用等の免除を受けることはできません。</u></p>
--	---